

周南市下水道条例の一部を改正する条例制定について

周南市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月2日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市下水道条例の一部を改正する条例

周南市下水道条例（平成15年周南市条例第211号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第8号を次のように改める。

- （8） 責任技術者 排水設備工事責任技術者として山口県下水道協会に登録された者をいう。

第5条の2第2項第2号中「専属」を「選任」に改め、「氏名」の次に「並びに他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況」を加え、同条第3項第2号中「の写し又は登録原票記載事項証明書」を「、在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カードをいう。）又は特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書をいう。）の写し」に改め、同項第4号中「専属」を「選任」に改める。

第5条の3第1項第1号中「者が1人以上専属」を「者を選任」に改める。

第5条の4の見出し中「排水設備工事」を削り、同条第1項中「専属させ」を「選任し」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、山口県内の他の営業所について兼任することを妨げない。

第9条第10号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条第10号の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市下水道条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(7) (略) <u>(8) 責任技術者 山口県下水道協会（以下この号において「県協会」という。）の実施する下水道排水設備工事責任技術者認定試験に合格し、県協会に登録した者をいう。</u> (9)～(14) (略) 2 (略) (指定の申請) 第5条の2 (略) 2 前条第1項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を管理者に提出しなければならない。 (1) (略) (2) 排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地並びに第5条の4第1項の規定によりそれぞれの営業所において<u>専属</u>することとなる責任技術者の氏名 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 (1) (略)	(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(7) (略) <u>(8) 責任技術者 排水設備工事責任技術者として山口県下水道協会に登録された者をいう。</u> (9)～(14) (略) 2 (略) (指定の申請) 第5条の2 (略) 2 前条第1項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を管理者に提出しなければならない。 (1) (略) (2) 排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地並びに第5条の4第1項の規定によりそれぞれの営業所において<u>選任</u>することとなる責任技術者の氏名<u>並びに他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況</u> 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 (1) (略)

現行	改正案
(2) 法人にあっては定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し又は登録原票記載事項証明書 (3) (略) (4) 専属することとなる責任技術者の責任技術者証の写し (5) (略) (指定の基準) 第5条の3 管理者は、第5条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。 (1) 営業所ごとに、次条第1項に規定する責任技術者として登録を受けた者が1人以上専属していること。 (2)～(5) (略) 2 (略) (排水設備工事責任技術者) 第5条の4 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、責任技術者を専属させなければならない。	(2) 法人にあっては定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票、在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カードをいう。）又は特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書をいう。）の写し (3) (略) (4) 選任することとなる責任技術者の責任技術者証の写し (5) (略) (指定の基準) 第5条の3 管理者は、第5条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。 (1) 営業所ごとに、次条第1項に規定する責任技術者として登録を受けた者を選任していること。 (2)～(5) (略) 2 (略) (責任技術者) 第5条の4 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、責任技術者を選任しなければならない。ただし、山口県内の他の営業所について兼任することを妨げない。

現 行	改 正 案
２・３ （略） （除害施設の設置等） 第９条 法第12条の11第１項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（法第12条の２第１項又は第５項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。 （１）～（９） （略） （10） 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので条例により当該公共下水道（当該公共下水道が法第６条第４号に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道）からの放流水に関する排水基準が定められたもの（<u>大腸菌群数</u>を除く。） 当該排水基準に係る数値	２・３ （略） （除害施設の設置等） 第９条 法第12条の11第１項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（法第12条の２第１項又は第５項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。 （１）～（９） （略） （10） 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので条例により当該公共下水道（当該公共下水道が法第６条第４号に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道）からの放流水に関する排水基準が定められたもの（<u>大腸菌数</u>を除く。） 当該排水基準に係る数値